

視聴覚障害者等向け放送の状況について

令和4年11月1日

情報流通行政局

地上放送課 衛星・地域放送課

本指針は、放送法第4条第2項等を踏まえ、放送分野における情報アクセシビリティの向上を図るため、字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めるものである。

本指針の運用に当たっては、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に鑑み、視聴覚障害者等の議論への参画の重要性を踏まえつつ新技術の積極的活用等により、視聴覚障害者等の情報アクセス機会の一層の確保を図ることとする。

また、本指針で示す目標達成年度をできる限り早期に達成するよう努めるとともに、毎年度実績をとりまとめて公表を行う等フォローアップを行う。

なお、本指針は、技術動向等を踏まえて、5年後を目途に見直しを行う。

字幕放送(※1)

	普及目標の対象		目標	備考
	放送時間	放送番組		
NHK	6時から25時までのうち連続した18時間 〔大規模災害等が発生した場合は、この時間帯に関わらず、できる限り速やかに対応〕	字幕付与可能な全ての放送番組	・ 対象の放送番組の全てに字幕付与(※2)	・ 教育放送及びBS1については、できる限り目標に近づくよう字幕付与 ・ BSプレミアムについては、対象の放送番組の全てに字幕付与(※2)
地上系民放(県域局以外)		〔「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組 ① 技術的に字幕を付与できない放送番組(例:現在のところ複数人が同時に会話を行う生放送番組) ② 外国語の番組 ③ 大部分が器楽演奏の音楽番組 ④ 権利処理上の理由等により字幕を付与できない放送番組〕	・ 対象の放送番組の全てに字幕付与(※2)	
(県域局)			・ 2027年度までに対象の放送番組の80%以上に字幕付与。できる限り、対象の全てに字幕付与	・ 独立U局については、できる限り多くの番組に字幕付与
放送衛星による放送(NHKの放送を除く)			・ 2027年度までに対象の放送番組の50%以上に字幕付与。できる限り、対象の全てに字幕付与	・ 2000年度に放送を開始した総合放送を行う事業者以外の放送事業者については、2027年度までに、できる限り対象の全てに字幕付与
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			・ 当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与	

※1 字幕放送には、データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む

※2 7時から24時以外の1時間については、2022年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与

解説放送(※3)

	普及目標の対象		目標	備考
	放送時間	放送番組		
NHK	7時から 24時	権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組	<ul style="list-style-type: none"> 2027年度までに対象の放送番組の15%以上(※4)に解説付与 	<ul style="list-style-type: none"> 教育放送については、2027年度までに対象の放送番組の20%以上(※5)に解説付与 放送衛星による放送については、できる限り目標に近づくよう解説付与
地上系民放 (県域局以外)		「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」とは次に掲げる放送番組 ① 権利処理上の理由により解説を付すことができない放送番組 ② 2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組 ③ 5.1chサラウンド放送番組 ④ 主音声に付与する隙間のない放送番組	<ul style="list-style-type: none"> 2027年度までに対象の放送番組の15%以上(※4)に解説付与 	
(県域局)			<ul style="list-style-type: none"> 2027年度までに対象の放送番組の10%以上に解説付与に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 独立U局については、できる限り多くの番組に解説付与
放送衛星による放送 (NHKの放送を除く)			<ul style="list-style-type: none"> 2027年度までに対象の放送番組の5%以上に解説付与に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 2000年度に放送を開始した総合放送を行う事業者以外の放送事業者については、できる限り目標に近づくよう解説付与
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			<ul style="list-style-type: none"> 当面は、できる限り多くの放送番組に解説付与 	

※3 大規模災害時等にチャイム音とともに緊急・臨時に文字スーパーを送出する場合、できる限り読み上げる等により音声で伝えるよう努めるものとする

※4 2022年度までに対象の放送番組の13.5%以上に解説付与

※5 2022年度までに対象の放送番組の19%以上に解説付与

手話放送

NHK(放送衛星による放送を除く)及び地上系民放(県域局を除く)については、2027年度までに平均15分/週以上に手話付与

テレビジョン放送における情報アクセス機会の均等化を実現するため、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費や生放送番組への字幕付与設備の整備費に対する助成を実施し、視聴覚障害者向けテレビジョン放送の普及を促進する。

国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が次の助成金を交付するために必要な経費を、同機構に対し交付

① 字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費を対象とした支援（平成9年度～）

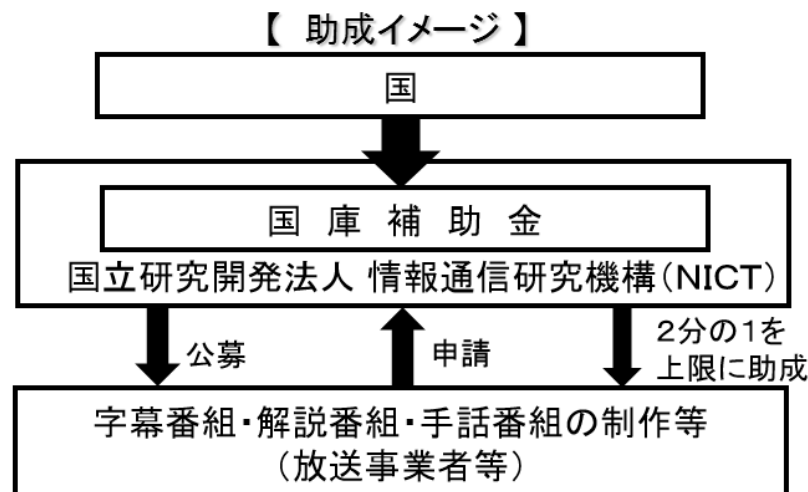
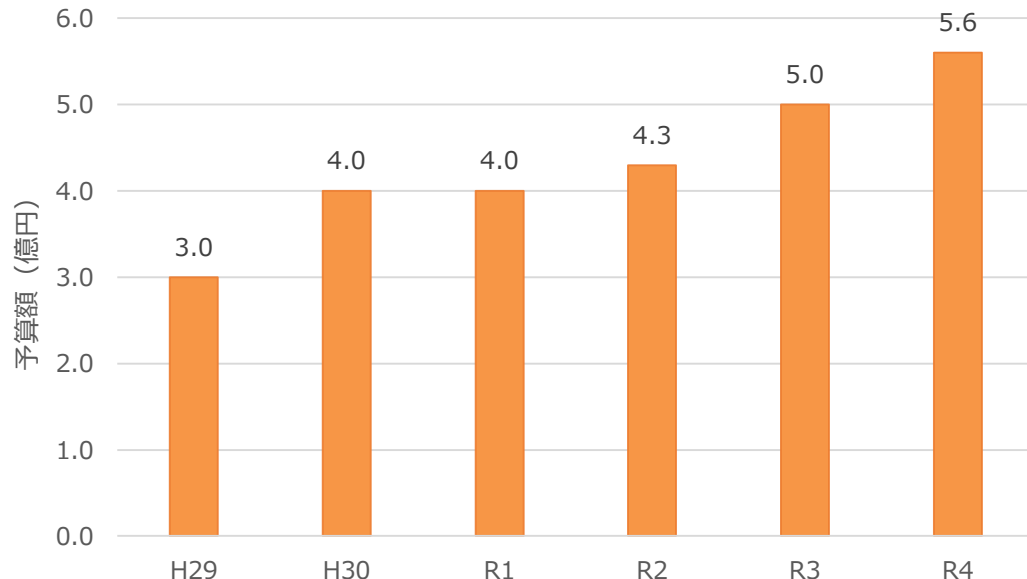
字幕番組、解説番組、手話番組等※1を制作する者に対し、その制作費（放送番組に字幕等を付与するための追加経費）の2分の1※2を上限として助成金を交付する。

※1 特に普及が遅れている手話番組については、日常生活用具給付等事業（障害者総合支援法第77条第1項第6号）により給付されている「聴覚障害者用情報受信装置」で受信する放送番組の手話翻訳映像を制作・提供する者に対しても同様に助成。

※2 在京キー5局の字幕番組は生放送番組に限る。在阪準キー4局の字幕番組（生放送番組を除く。）については6分の1を上限とする。

② 生放送番組に対する字幕付与設備の整備費を対象とした支援（令和2年度～）

大規模災害時における緊急生放送番組等に字幕を付与する設備の整備を行う者に対して、その費用の2分の1を上限として助成金を交付する。



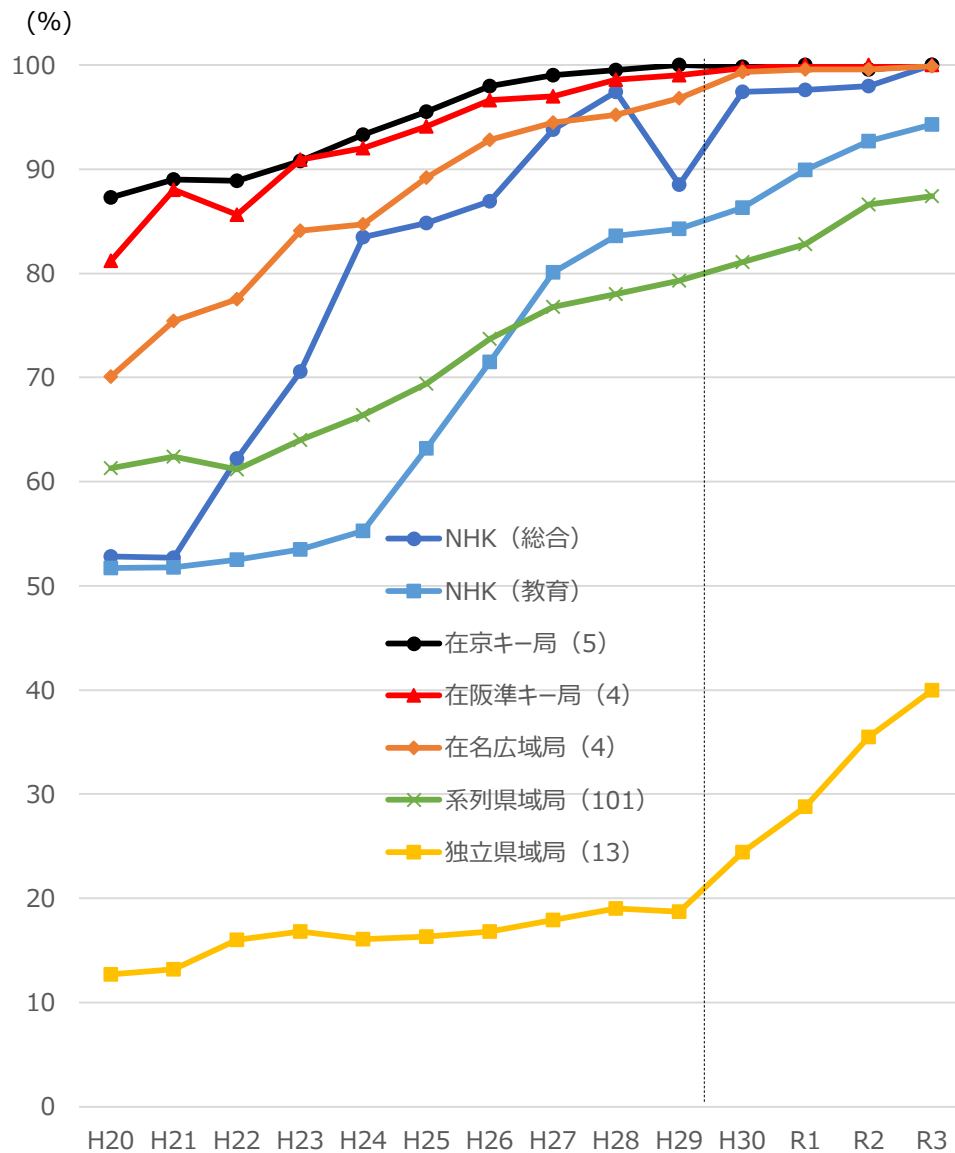
令和3年度の字幕放送等の実績

	字幕放送			解説放送			手話放送	
	指針対象番組 (指針目標値)		総放送時間	指針対象番組 (指針目標値)		総放送時間	平均時間/週 (指針目標値)	
NHK (総合)	100.0%	100%	88.9%	15.2%	・ 13.5%以上 (R4) ・ 15%以上 (R9)	13.4%	1時間16分	15分以上 (R9)
NHK (教育)	94.3%	できる限り100%に 近づける	85.1%	19.9%	・ 19%以上 (R4) ・ 20%以上 (R9)	17.0%	4時間8分	15分以上 (R9)
在京キー局 (5)	100.0%	100%	67.8%	17.6%	・ 13.5%以上 (R4) ・ 15%以上 (R9)	6.5%	18分	15分以上 (R9)
在阪準キー局 (4)	100.0%	100%	67.3%	16.2%	・ 13.5%以上 (R4) ・ 15%以上 (R9)	4.8%	13分	15分以上 (R9)
在名広域局 (4)	99.9%	100%	61.1%	17.7%	・ 13.5%以上 (R4) ・ 15%以上 (R9)	4.9%	24分	15分以上 (R9)
系列県域局 (101)	87.4%	・ 80%以上 (R9) ・ できる限り100%	55.9%	8.8%	10%以上に努める (R9)	4.0%	21分	-
独立県域局 (13)	40.0%	できる限り多く	17.1%	1.1%	できる限り多く	0.5%	1時間26分	-
NHK (BS1)	42.8%	できる限り100%に 近づける	45.5%	3.0%	できる限り15%に 近づける (R9)	1.7%	-	-
NHK (BSプレミアム)	90.9%	100%	83.4%	11.1%	できる限り15%に 近づける (R9)	8.1%	-	-
NHK (BS4K)	87.8%	-	83.4%	8.8%	-	6.9%	-	-
NHK (BS8K)	74.1%	-	68.2%	8.0%	-	7.9%	-	-
キー局系BS 5社 (2K)	54.2%	・ 50%以上 (R9) ・ できる限り100%	28.8%	1.5%	5%以上に努める (R9)	0.8%	-	-
キー局系BS 5社 (4K)	54.3%	-	27.3%	1.5%	-	0.8%	-	-

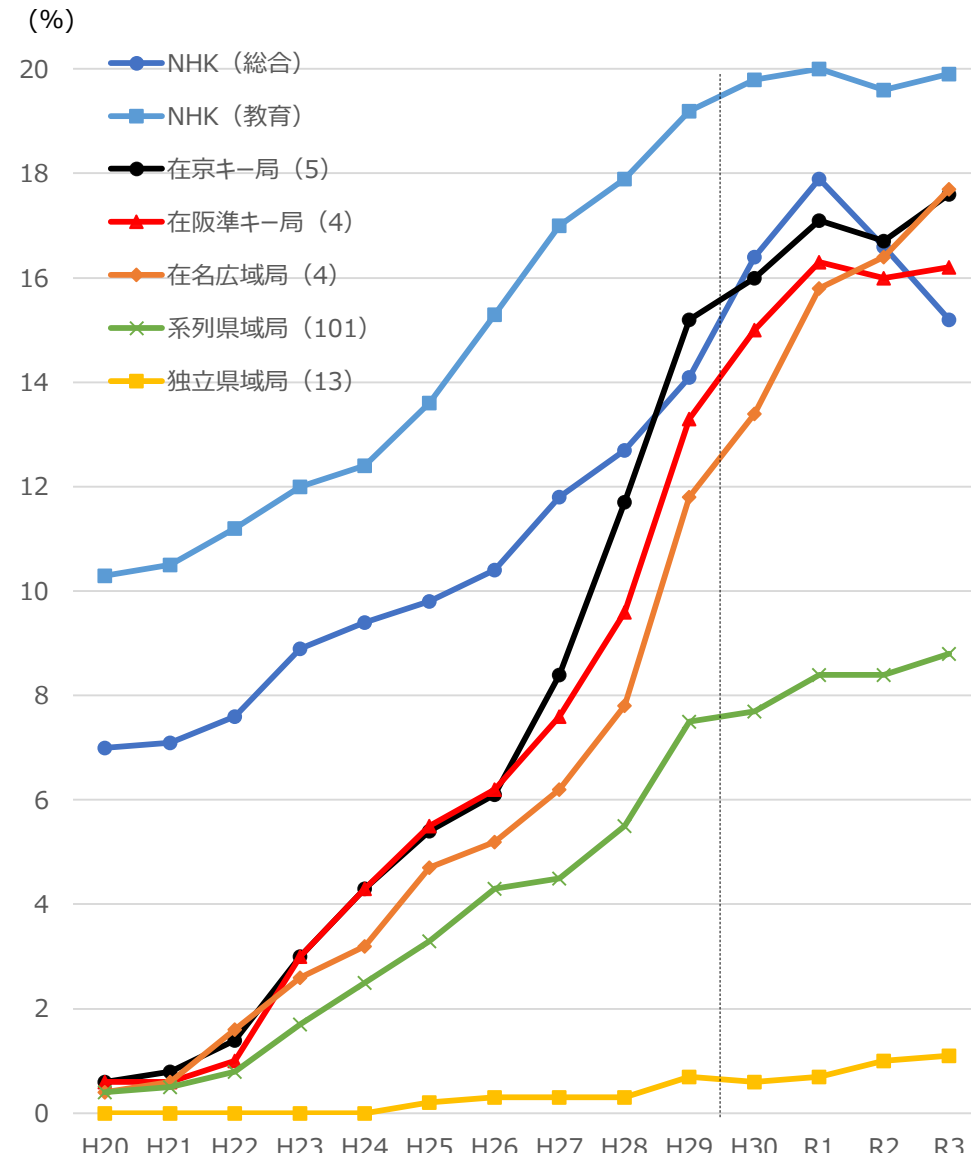
行政指針の対象となる番組における字幕放送及び解説放送の実績推移（地上放送）

（平成20年度～令和3年度）

○ 字幕放送



○ 解説放送

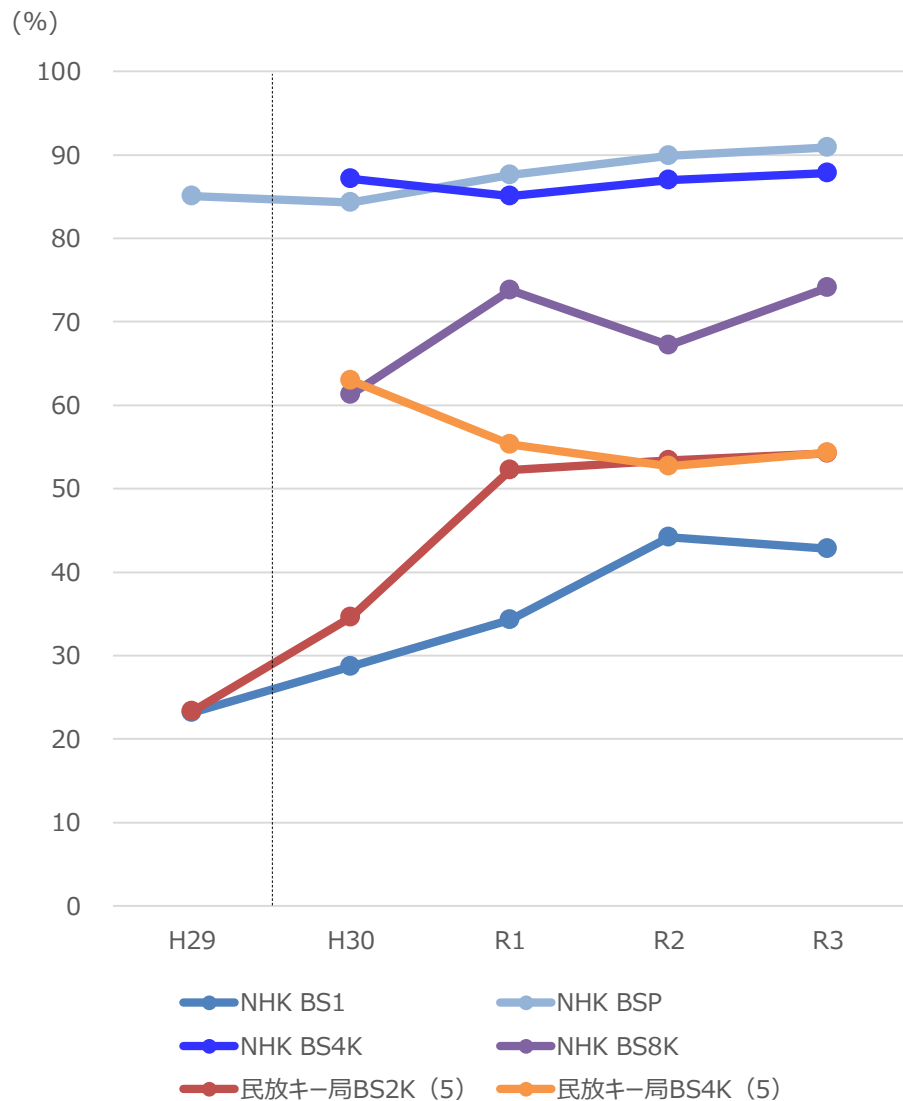


凡例括弧内の数字は放送事業者数であり、各グラフは当該放送事業者の平均値を示す。

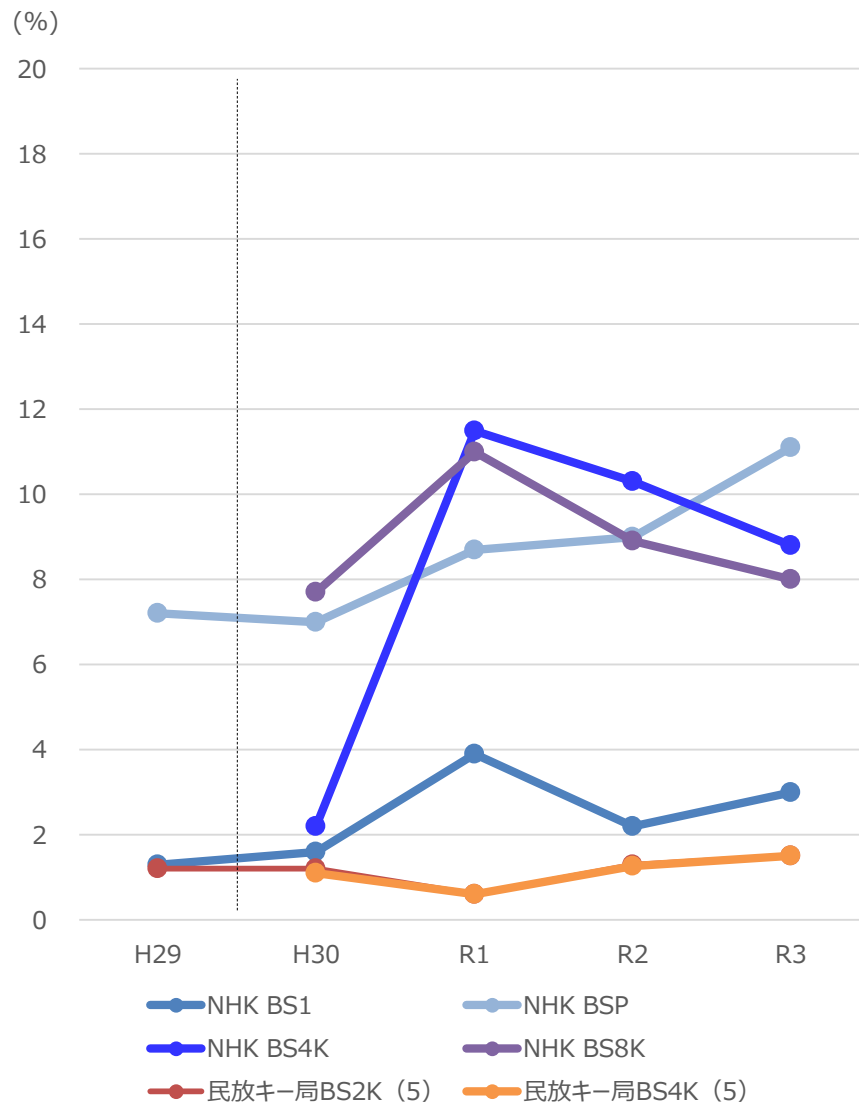
行政指針の対象となる番組における字幕放送及び解説放送の実績推移（衛星放送）

(平成29年度～令和3年度)

○ 字幕放送



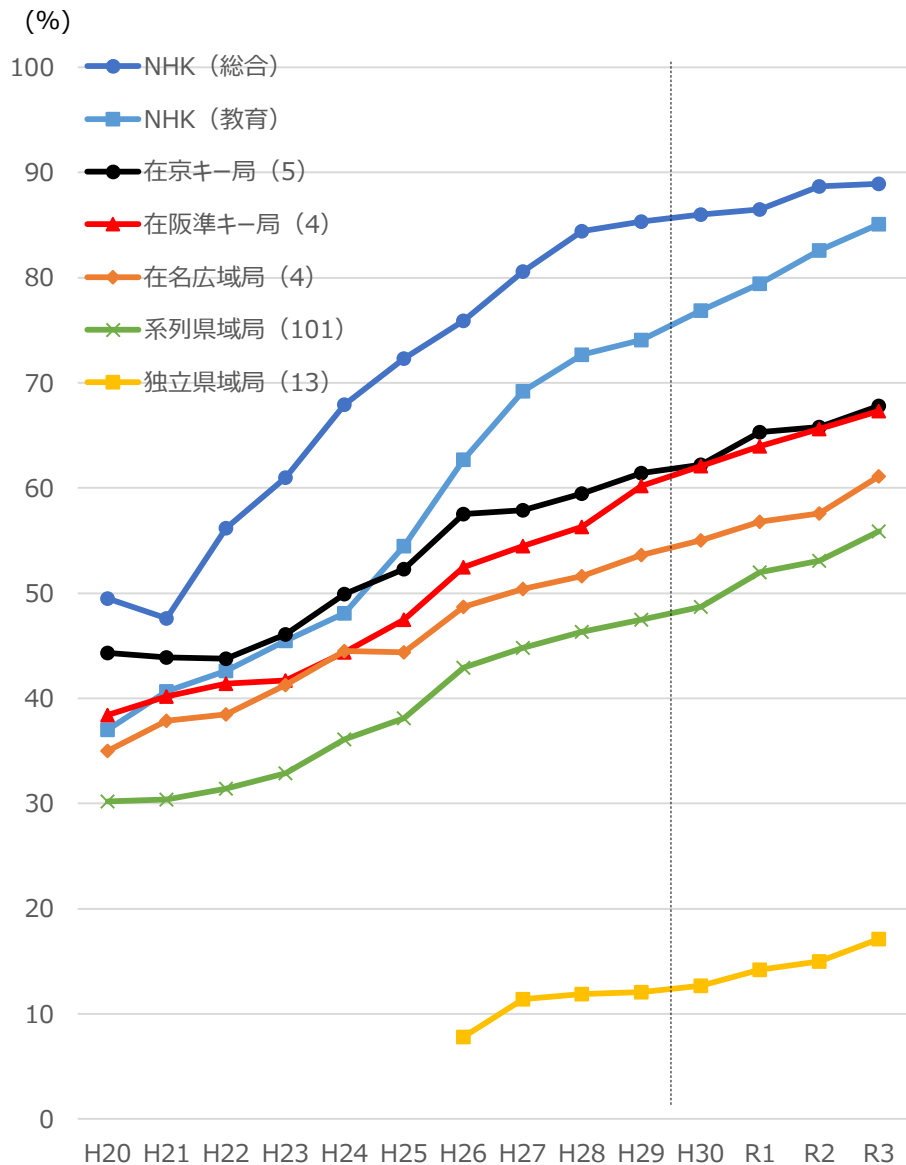
○ 解説放送



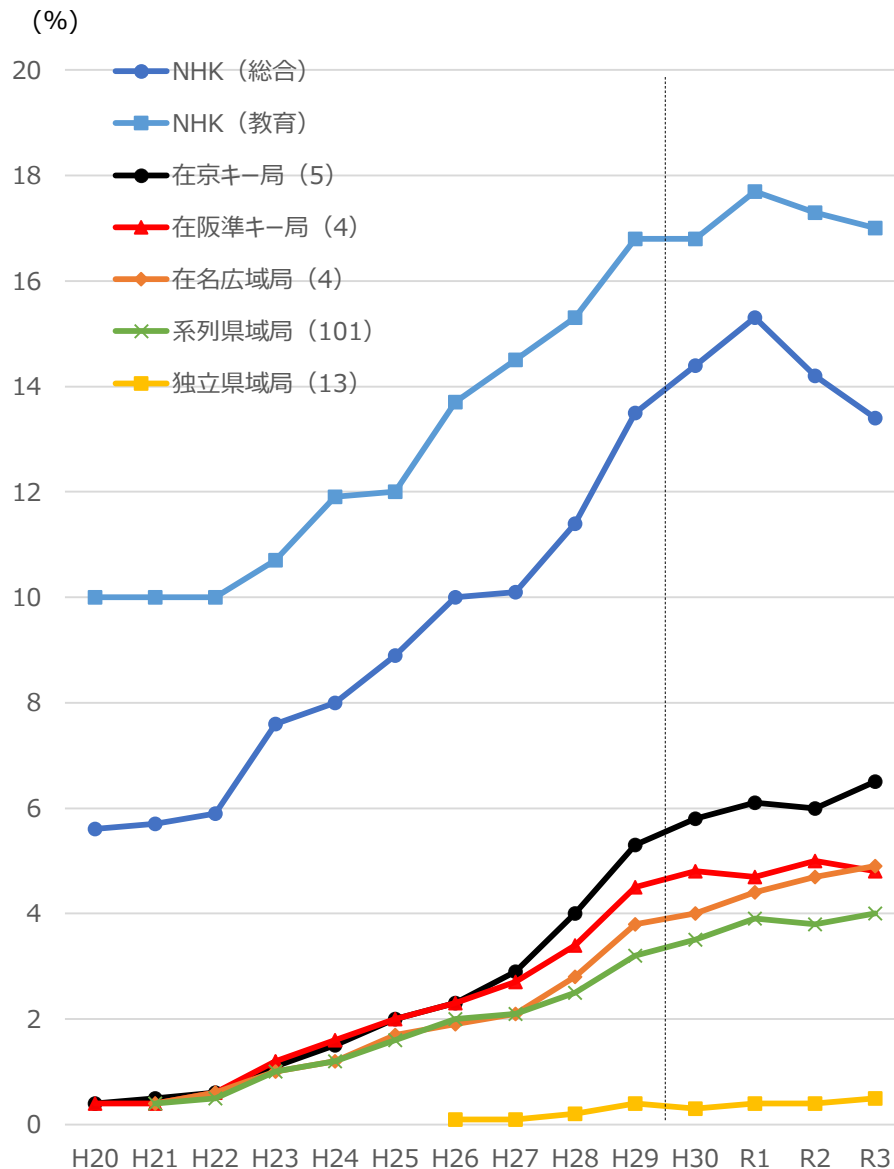
凡例括弧内の数字は放送事業者数であり、各グラフは当該放送事業者の平均値を示す。

注：NHK BS4K、NHK BS8K及び民放キー局BS4KについてはH30.12より開始（BS日テレ4KはR1.9より開始）。

○ 字幕放送

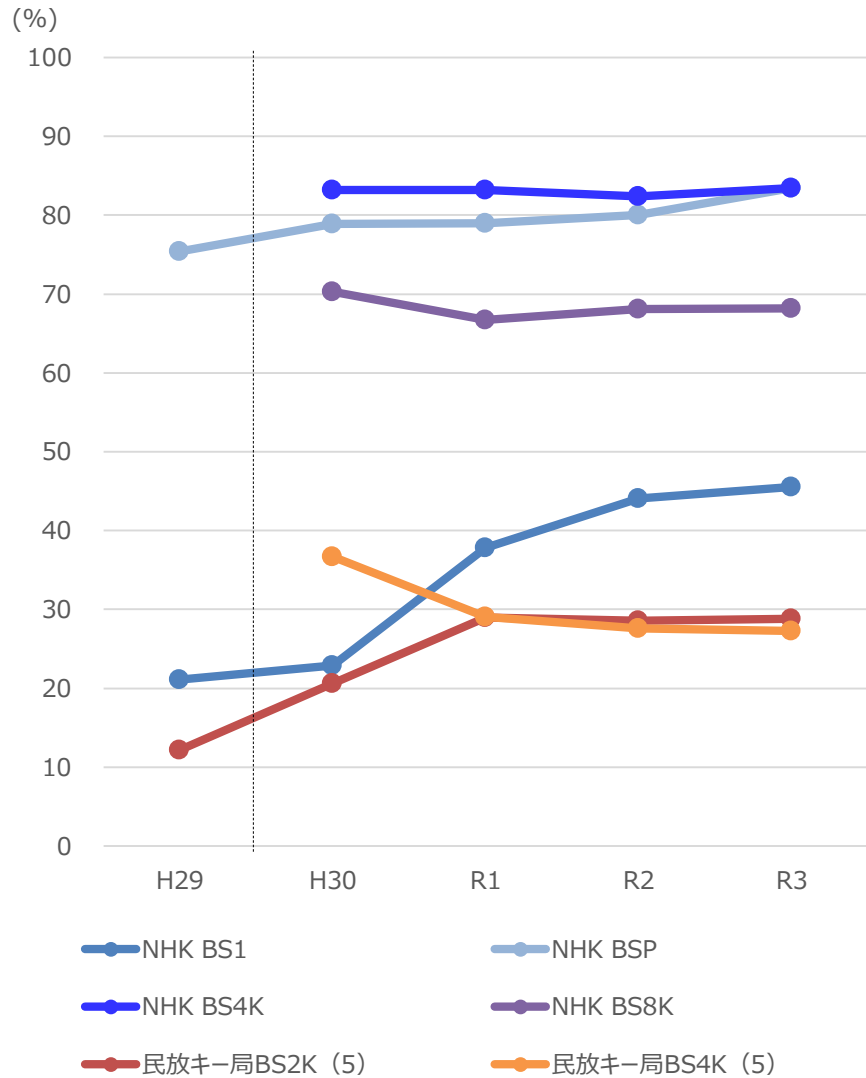


○ 解説放送

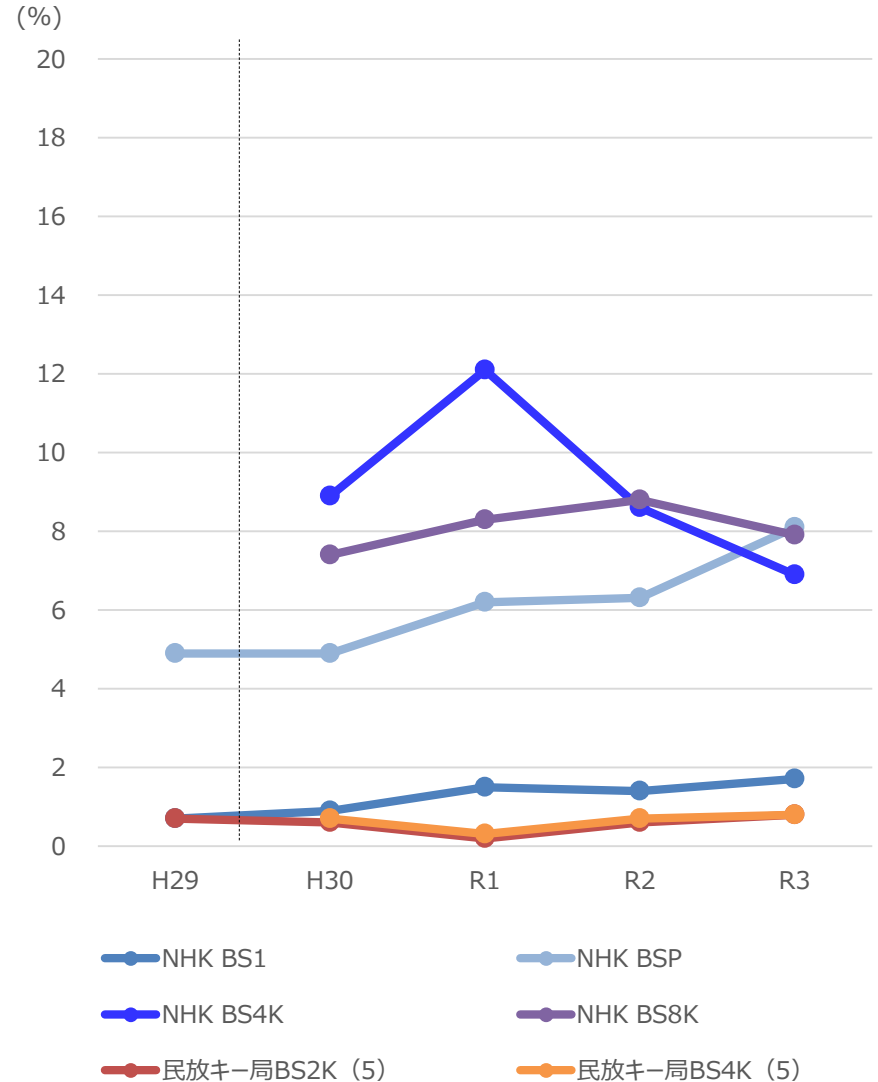


凡例括弧内の数字は放送事業者数であり、各グラフは当該放送事業者の平均値を示す。

○ 字幕放送



○ 解説放送



凡例括弧内の数字は放送事業者数であり、各グラフは当該放送事業者の平均値を示す。

注：NHK BS4K、NHK BS8K及び民放キー局BS4KについてはH30.12より開始（BS日テレ4KはR1. 9より開始）。

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生する社会の実現に資することを目的とする「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が議員立法により成立し、令和4年5月25日に公布・施行。

放送分野の施策に関連する条文概要	関連する現状の施策
<p>第十条 政府は、障害者による情報取得等に係る施策を実施するために必要な法制上/財政上の措置を講じること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 放送法：字幕放送・解説放送の努力義務規定 • 行政指針：字幕放送等の普及目標値を策定 • 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律： NICT（国立研究開発法人情報通信研究機構）を通じ、字幕番組等の制作費等に助成
<p>第十一条 国は、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び提供に対する助成等の必要な施策を講じること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進」 字幕番組等の制作費及び生放送番組への字幕付与設備の整備費に対して助成 • 「情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金」 障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供または開発を行う経費に対して助成

I 視聴覚障害者等の状況

- 視覚障害者 約31万人
聴覚障害者 約34万人

出典：「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」
(厚生労働省 平成30年4月公表)

- 高齢者数 3627万人
総人口比 29.1%

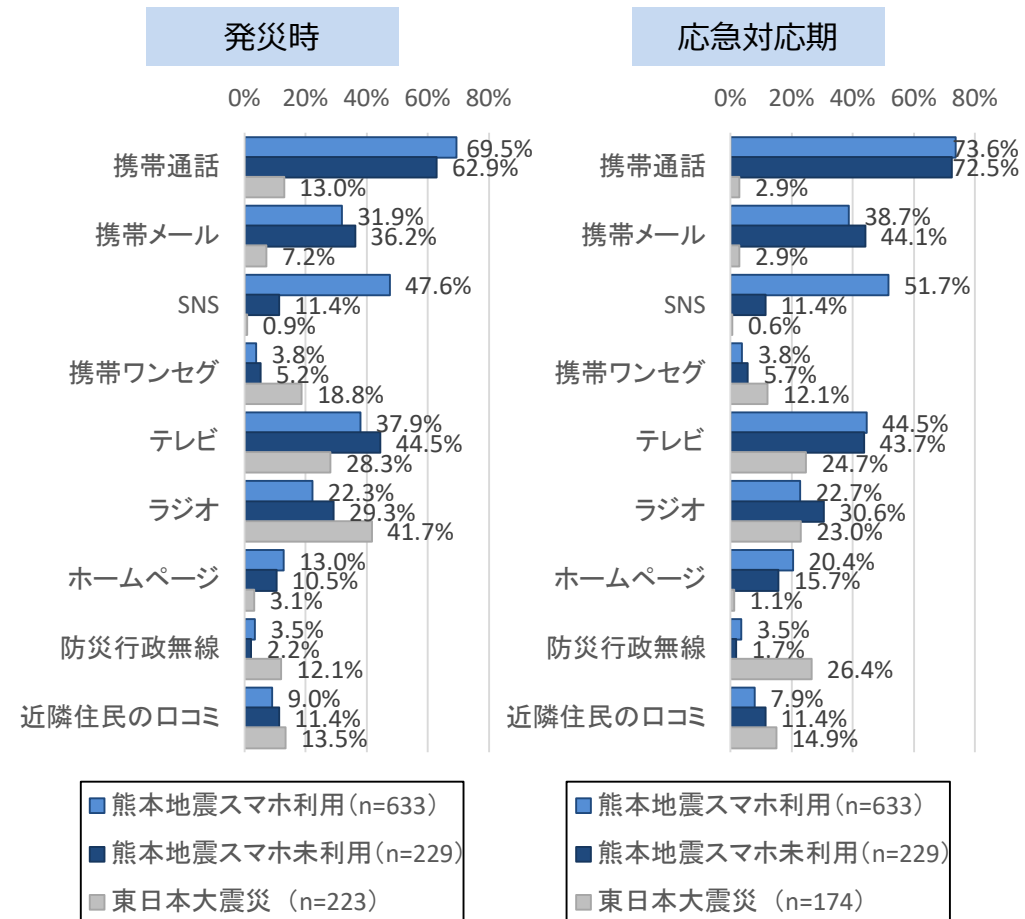
出典：「統計からみた我が国の高齢者-「敬老の日」にちなんで-」
(総務省 令和4年9月公表)

- 高齢者のいる世帯 2580万9千世帯
(全世帯に占める割合 49.7%)
うち高齢者単独世帯 742万7千世帯
(高齢者のいる世帯に占める割合 28.8%)

出典：「令和3年国民生活基礎調査」
(厚生労働省 令和4年9月公表)

II 東日本大震災（平成23年3月発生）と熊本地震（平成28年4月発生）におけるテレビジョン放送による情報収集の有用性

- 情報収集に利用した手段



出典：「令和3年度情報通信白書」 (総務省 令和3年7月公表)